



加古川市
KAKOGAWA CITY

別添資料1



日岡山公園再整備事業に伴う民間活力導入に向けた サウンディング型市場調査 施設の概要

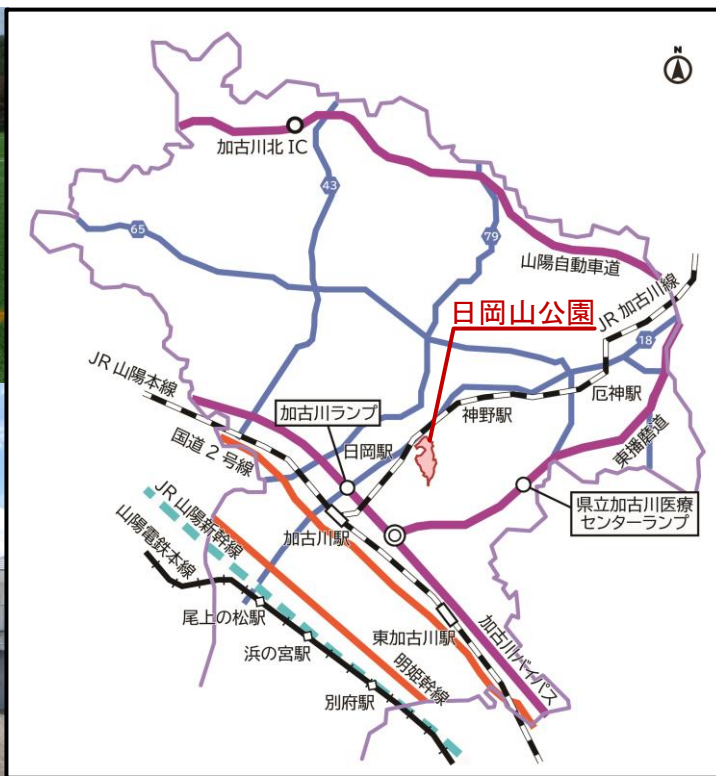
加古川市 建設部 公園緑地課

- **日岡山公園の概要**
- **基本情報**
- **日岡山公園の魅力**
- **日岡山公園周辺地区まちづくり構想**
- **サウンディング型市場調査の対象地**
- **参考資料**

日岡山公園の概要

日岡山公園は面積約36.3haの本市最大の総合公園で、緑豊かな自然や多くの歴史的資源を有するとともに、体育館・野球場・テニスコート・市民プールといった大規模スポーツ施設が集積した公園です。

春のお花見シーズンには約1,000本の桜が一斉に咲き誇る市内最大のお花見スポットであり、桜の名所として多くの人を訪れます。



1. 日岡山公園の概要

所在地	加古川市加古川町大野1682
開園時期	昭和62年6月
公園面積	約36.3ha
主要施設	スポーツ施設
	体育館
	野球場
	市民プール
	人工芝グラウンド
	テニスコート(8面)
	武道館
	公園施設
	子供の広場（遊具広場）
	芝生広場
	いこいの広場
	緑豊かな樹林



2. 公園へのアクセス

日岡山公園は中心市街地に近く、**アクセス性に優れ、大規模な駐車場**も整備。

公共交通機関

- ・ JR日岡駅より**徒歩約5分**

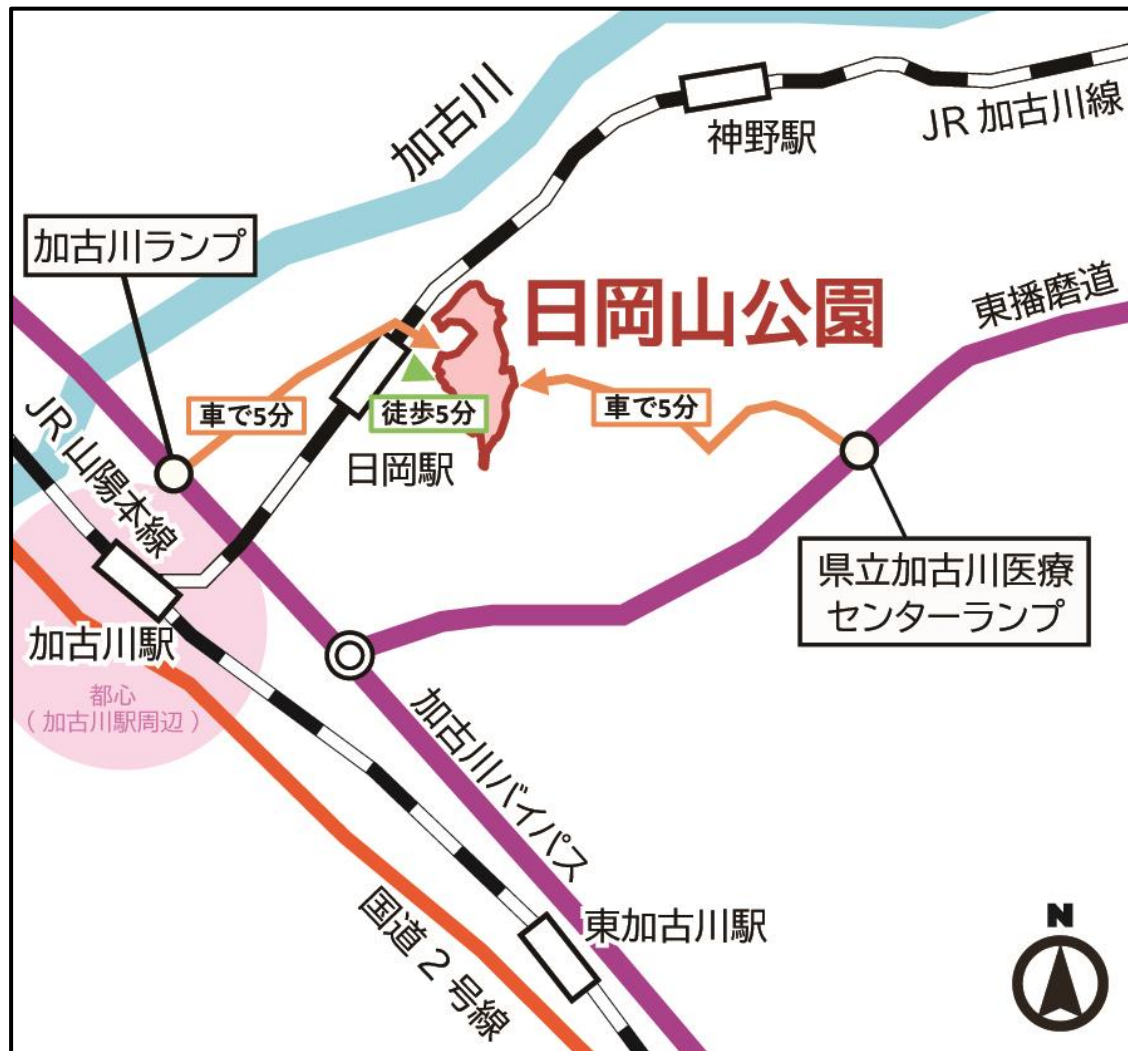
自動車

- ・ 東播磨道県立加古川医療センターランプより**5分**
- ・ 加古川バイパス加古川ランプより**5分**

【駐車台数合計】

1,122台

(大型バス10台)



3. 管理運営状況・来園者数・維持管理費用

【管理運営状況】

- ・スポーツ施設については、**指定管理制度を導入し**、ミズノグループが管理運営を実施。
- ・公園全体は、これまで**市直営による管理運営**を行っており、植栽管理は造園業者、日常の清掃業務はシルバー人材センターに委託。

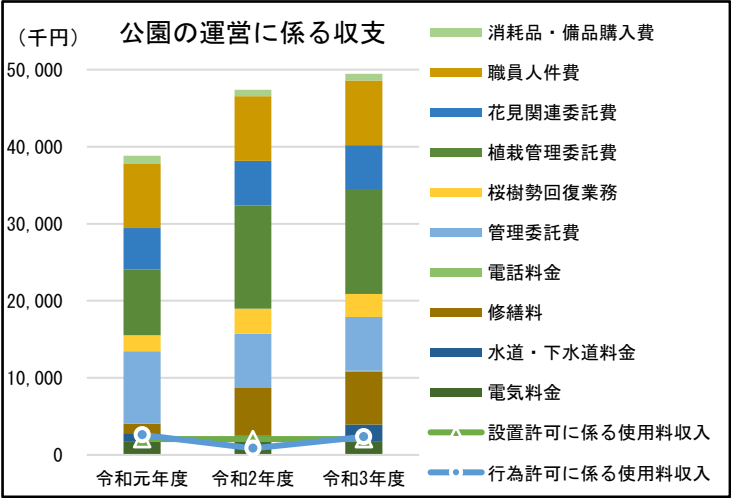
【来園者数】

- ・現在の公園全体の来園者数は、**年間約51万人**。

【維持管理費用】

- ・令和3年度における収入は約437千円、支出は約49,460千円。

管理運営状況		管理運営主体
スポーツ施設		指定管理者
公園全体	日常の公園清掃	シルバー人材センター
	植栽管理	造園業者
	案内・相談・行為許可	本市



多くの来園者！
現況で年間約51万人
の来園者です！！

アクセシビリティが抜群！

- ◆中心市街地から近く、JR日岡駅からは徒歩約5分
- ◆加古川バイパス、東播磨道のランプから車で約5分
- ◆大規模駐車場完備（1,122台）



スポーツ施設が集積！



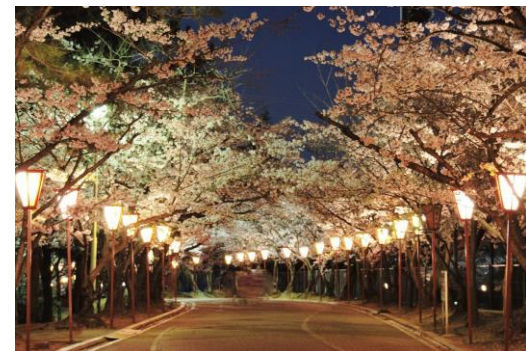
◆スポーツ施設は指定管理者が管理運営しています。



年間を通じた多くのイベント実績！

【季節のイベント】

- お花見・夜桜
- 花と緑のフェスティバル
- 踊っ子まつり 他



【民間が主催するイベント】

- 朝市/夜市
- ピクニックマーケット 他



【スポーツイベント】

- 全国大会・近畿大会
- 県・社会人リーグ 他



【その他】

- バーベキュー他

日岡山公園周辺地区まちづくり構想

各ゾーンのまちづくりの考え方及び今後の展開

多世代交流・プレイゾーン

多世代の多様なニーズに応じたりニューラルをめざす「こども広場」と「いこいの広場」等を「多世代交流・プレイゾーン」と位置づけます。このゾーンでは、特に、子育て世代のニーズに対応するため、大型複合遊具や、フィールドアスレチックの要素を取り入れた遊具の設置、親水空間の確保、バーベキューが可能な広場の確保について検討し、多世代が交流できる土地利用をめざします。

また、東播磨地域における広域防災拠点等としての機能の確保を図ります。

【今後の展開】

- 大型複合遊具やフィールドアスレチックの要素を取り入れた遊具、健康遊具等の設置の検討
- バリアフリー・ユニバーサルデザインに配慮した衛生施設（トイレ・手洗い場等）の整備
- ウォーキングやジョギングにも利用できる歩行者動線の確保
- 芝生広場の整備
- バーベキューエリアの確保（移設）
- 休憩施設（ベンチや、あすまや等）の設置（ベンチ等の休憩施設は、寄付制度を導入し、それを示すプレートの設置）
- 親水空間の確保の検討
- 防災拠点としての機能の確保



エントランス・憩いゾーン

駐車場に隣接するゾーンにもエントランスを新たに整備し、これまでのエントランスとあわせ、「エントランス・憩いゾーン」と位置づけます。

特に、新たに整備するエントランスは、日岡山公園の顔（メインエントランス）としての機能強化や、各ゾーンを回遊する動線軸の起点としての整備をめざします。一方、現在の2箇所のエントランスはサブエントランスとして、メインエントランスを補完する入口とします。

【今後の展開】

- 公園管理事務所をメインエントランスに配置（公共施設等総合管理計画と整合を図りつつ、現公園管理事務所は、建物の有効活用方法の検討）
- バリアフリー・ユニバーサルデザインに配慮した衛生施設（トイレ・手洗い場等）の整備
- コンビニエンスストアや飲食等の利用施設、あわせて親子連れの来園者等が、こどもを見守りながら休憩できる施設の導入の検討（民営化の導入）
- 総合案内板や、案内誘導標識等の設置
- バスの利便性の向上とあわせ、バス停留所の待合環境の整備の検討



スポーツ・交流ゾーン

野球場、体育館、武道館等の既存スポーツ施設がある日岡山公園北部等を「スポーツ・交流ゾーン」と位置づけます。このゾーンでは、市民をはじめ誰もが身近なスポーツに親しむことができるよう、スポーツ環境の維持・充実に努めます。

【今後の展開】

- スポーツ・レクリエーション活動の普及・促進
- 指定管理者制度など民間活力の導入による効果的・効率的な事業展開
- 公共施設等総合管理計画を踏まえた、既存スポーツ施設の計画的な維持・管理等
- ニューススポーツ施設等の整備の可能性について検討



日岡山公園再整備イメージパース



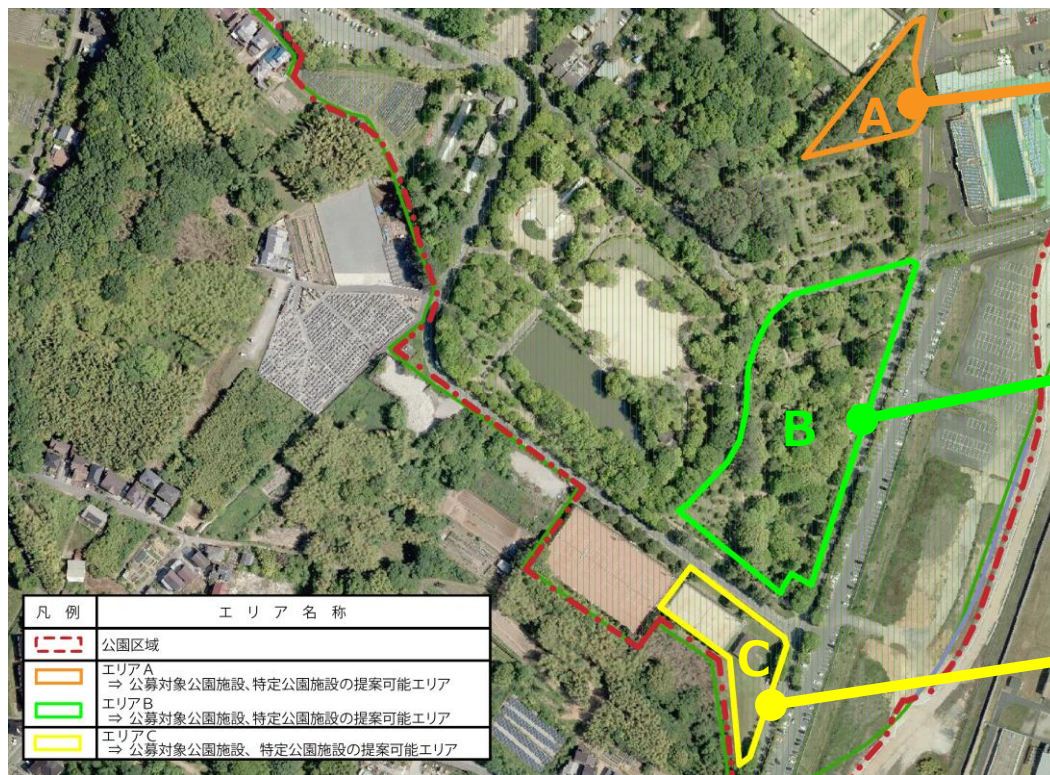
加古川市
KAKOGAWA CITY



鳥瞰イメージ図

サウンディング型市場調査の対象地

1. Park-PFI導入エリア



エリアA

面積：約 2,000㎡

提案可能施設：公募対象公園施設、
特定公園施設

エリアB

面積：約12,500㎡

提案可能施設：公募対象公園施設、
特定公園施設

エリアC

面積：約 3,500㎡

提案可能施設：公募対象公園施設、
特定公園施設

	エリアA	エリアB	エリアC
市が導入を 期待する施設	・ カフェ、レストラン ・ 自然を活かしたバーベキューエリア ・ 物販施設（コンビニ、マルシェ等） ・ 全天候型遊戯施設 ・ その他自由提案施設		・ スケートパーク ・ 3×3コート ・ 売店（用品店等）

サウンディング型市場調査の対象地



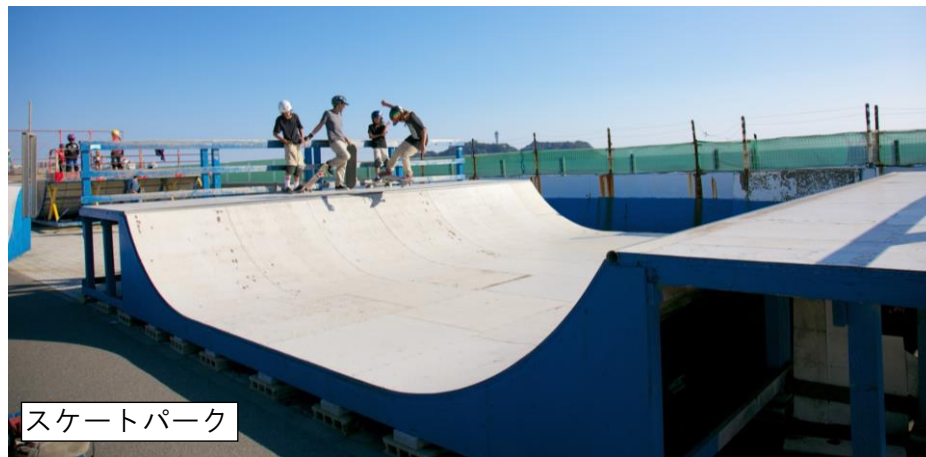
【導入機能イメージ】



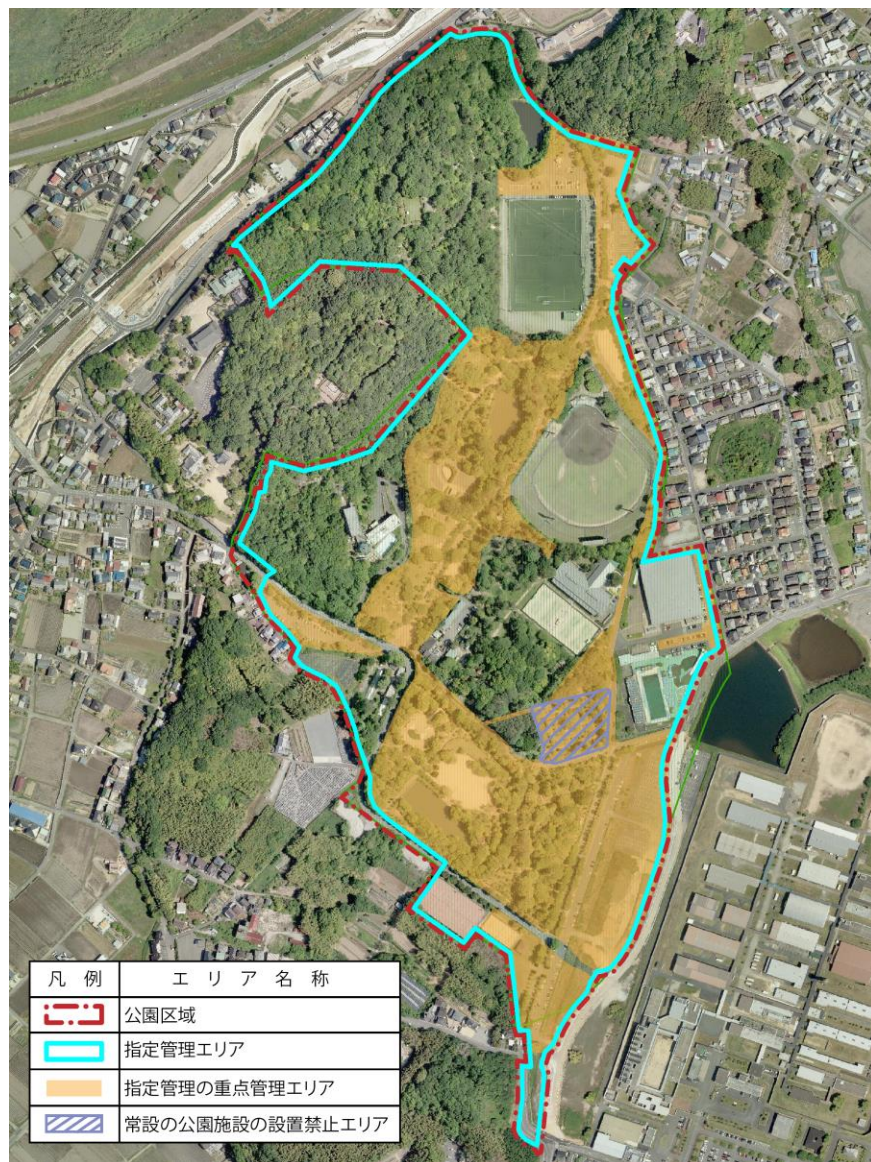
サウンディング型市場調査の対象地



【導入機能イメージ】



2. 指定管理導入エリア



重点管理エリアでの業務内容

- ①案内業務、相談業務、行為許可に関する業務
- ②公園及び公園施設の維持管理・運営業務
 - ア 公園施設の施設管理・運営業務
 - イ 公園内の施設の維持管理業務
(清掃業務、保守・点検業務)
 - ウ 植栽管理業務
 - エ 廃棄物処理業務
 - オ 警備業務、交通誘導業務
 - カ 自主事業

重点管理エリア以外の業務内容

- ①案内業務、相談業務、行為許可に関する業務
- ②倒木や廃棄物の投棄など異常事態が発生した場合の本市への報告及び適切な処置

※既存スポーツ施設、OAAはりまハイツ、埋蔵文化財調査研究センター管理地、市直轄管理地は除きます。

2. 指定管理導入による公園全体の維持管理・運営

指定管理者制度
導入による期待

- ・日岡山公園の美しさを保つ
- ・戦略的なイベントの開催
- ・自主事業の実施

「持続的・発展的な賑わいの創出を図る」

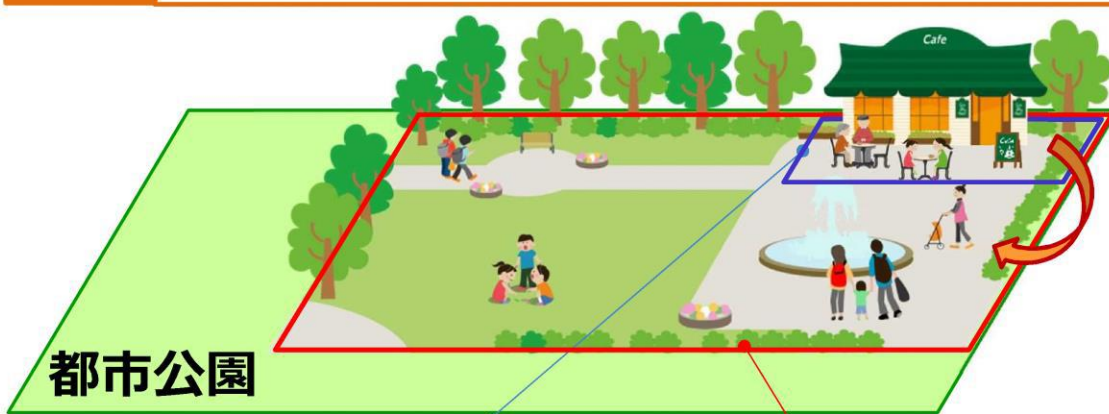
⇒時代の変化や利用者ニーズの変化に対応する
「進化」を続ける公園を目指す



公募設置管理制度（Park-PFI）の概要

- 都市公園において飲食店、売店等の公園施設（公募対象公園施設）の設置又は管理を行う民間事業者を、公募により選定する手続き
- 事業者が設置する施設から得られる収益を公園整備に還元することを条件に、事業者には都市公園法の特例措置がインセンティブとして適用される

条件 園路、広場等の公園施設（特定公園施設）の整備を一体的に行うこと



収益を活用して整備

民間が収益施設と公共部分を一体的に整備

カフェ等の収益施設
(公募対象公園施設)

広場、園路等の公共部分
(特定公園施設)

従前

民間資金

公的資金

新制度

民間資金

収益を充当

公的資金

都市公園法の特例

① 設置管理許可期間

最長10年を20年まで延長可能に

② 建ぺい率

公募対象公園施設は10%を参酌して条例で定めることが可能に
(通常2%を参酌)

③ 占用物件

自転車駐車場と看板・広告塔を
占用可能に

用語説明

公募対象公園施設

⇒事業の核となる収益施設

○飲食店、売店等の公園施設（※）であって公園施設の設置又は管理を行う者の公平な選定を図るとともに、都市公園の利用者の利便の向上を図る上で特に有効であると認められるもの

（※）休養施設、遊戯施設、運動施設、教養施設、便益施設、展望台、集会所

【施設の例】

カフェ



レストラン



屋内子供遊び場



売店



特定公園施設

⇒収益施設と一体的に整備される一般公園利用者向け施設

○公募対象公園施設の設置又は管理を行うこととなる者との契約に基づき、公園管理者がその者に建設を行わせる園路、広場等の公園施設（※）であって、公募対象公園施設の周辺に設置することが都市公園の利用者の利便の一層の向上に寄与すると認められるもの

（※）全ての公園施設が対象

【施設の例】

園路



広場



トイレ



休憩所



利便増進施設

⇒事業の収益性を高めるために設置を認める占用物件

○自転車駐車場、地域における催しに関する情報を提供するための看板、広告塔であって、公募対象公園施設の周辺に設置することが地域住民の利便の増進に寄与すると認められるもの

【施設の例】

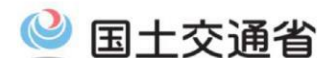
自転車駐車場



看板、広告塔



参考資料 都市公園に設置できる施設



都市公園内に設置できる施設は、**都市公園法に基づく「公園施設」**です。具体的な施設の種類のりです

Park-PFIの公募対象公園施設は下表の青着色の施設であり、公園利用者のための**多様な収益施設が設置可能**です

分類	園路広場	修景施設	休養施設	遊戯施設	運動施設	教養施設	便益施設	管理施設	その他の施設
公園施設の種類	園路 広場	植栽 芝生 花壇 いけがき 日陰だな 噴水 水流 池 滝 つき山 彫像 灯籠 石組 飛石 その他これらに類するもの	休憩所 ベンチ 野外卓 ピクニック場 キャンプ場 その他これらに類するもの	ぶらんこ 滑り台 シーソー ジャングルジム ラダー 砂場 徒渉池 舟遊場 魚つり場 メリーゴーランド 遊戯用電車 野外ダンス場 その他これらに類するもの	野球場 陸上競技場 サッカー場 ラグビー場 テニスコート バスケットボール場 バレーボール場 ゴルフ場 ゲートボール場 水泳プール 温水利用型健康運動施設 リハビリテーション用運動施設 ボート場 スケート場 スキー場 相撲場 弓場 乗馬場 鉄棒 つり輪 その他これらに類するもの これらに附属する工作物 (観覧席、シャワー等)	植物園 温室 分区園 動物園 動物舎 水族館 自然生態園 野鳥観察所 動植物の保護繁殖施設 野外劇場 野外音楽堂 図書館 陳列館 天体・気象観測施設 体験学習施設 記念碑 その他これらに類するもの 遺跡等 (古墳、城跡等)	売店 飲食店 宿泊施設 駐車場 園内移動用施設 便所 荷物預り所 時計台 水飲場 手洗場 その他これらに類するもの	門 柵 管理事務所 詰所 倉庫 車庫 材料置場 苗畑 掲示板 標識 照明施設 ごみ処理場 (廃棄物再生利用施設を含む) くず箱 水道 井戸 暗渠 水門 雨水貯留施設 水質浄化施設 護岸 擁壁 発電施設(環境への負荷の低減に資するもの) その他これらに類するもの	展望台 集会所 備蓄倉庫 [耐震性貯水槽] [放送施設] [情報通信施設] [ヘリポート] [係留施設] [発電施設] [延焼防止のための散水施設] ※[]内は省令で定めている施設

休養施設、遊戯施設、運動施設、教養施設においては、上記に掲げるもののほか、都市公園ごとに地方公共団体が条例で定めることができる。

公募対象公園施設

(出典：国土交通省)